

□新規 ■継続 □継続【一部新規】

要 望 事 項	岩木山火山防災に係る対策の推進について
---------	---------------------

要 望 先	国	内閣府、総務省消防庁
	県	危機管理局防災危機管理課

要 望 内 容	<ul style="list-style-type: none">○ 「退避壕や退避舎」の整備・改修に係る補助金の拡充について○ 「津軽岩木スカイライン8合目」への恒久電源等の確保について
現 状 と 課 題 ・ 具 体 的 内 容 ・ 効 果 等	<p>【現状と課題】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 岩木山は現在、噴火の兆候はなく静穏に経過しておりますが、岩木山頂付近にある3箇所の子小屋は、草津白根山のような突発的な噴火の際に、身を隠すのに十分な広さや噴石に対する強度がなく、登山者や観光客等が安全に退避できない状況にあります。○ 退避壕・退避舎等の整備にあたっては、県や周辺6市町村が「火山災害警戒地域」に指定されていることや、「津軽国定公園」内に位置すること、ヘリコプターでの資材搬送等多額の経費がかかることから市町村単独での整備が困難な状況となっております。経費に関しては、国による「消防防災施設整備費補助金」がありますが、整備・改修を進めるにあたって補助率の低さが大きな支障となっております。○ さらに、8合目までを結ぶ「津軽岩木スカイライン」は、火山災害時には登山者や観光客等の避難のみならず、救助活動等においても唯一の道路となっております。しかしながら、火山災害時には避難・救助活動の拠点となる「8合目ターミナル」には恒久電源がなく、自家発電のみであるため、噴火時において音や光等を用いた避難誘導施設等の設置が困難であり、迅速な避難誘導救助活動の遅延が懸念されるところです。 <p>【具体的内容】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 県においては「消防防災施設整備費補助金」の補助率を、岩木山（1/3）についても避難施設緊急整備地域と同等（1/2）以上へと拡充するように国への働きかけをお願いいたします。○ 「津軽岩木スカイライン8合目」には恒久電源がなく、噴火時の避難誘導等に支障をきたすことから、県においては恒久電源等の確保について、電力事業者等への働きかけをお願いいたします。

【効果等】

- 「退避壕等」の整備や、「津軽岩木スカイライン8合目」へ恒久電源等が確保されることで、将来的にスピーカーの増設や避難誘導灯等の設置が可能となり、突発的な噴火が生じた際に、迅速な避難誘導が図られます。



[退避壕設置事例（桜島）]

現在の までの 主な 経過 ・ 参考 事項	<主な経過>	
	平成25年7月	岩木山火山噴火緊急減災対策砂防計画検討委員会設置（事務局：県県土整備部河川砂防課、国土交通省東北地方整備局）
	平成26年11月	「岩木山火山防災協議会」設置（事務局：県総務部防災消防課）
	平成27年3月	「岩木山火山噴火緊急減災対策砂防計画」策定（噴火シナリオ・火山ハザードマップ策定）
	平成28年2月	改正活動火山対策特別措置法に基づく「火山警戒地域」に県ならびに当市を含む6市町村が指定
	平成28年2月	岩木山火山防災協議会において「噴火警戒レベル（案）」承認
	平成28年4月	改正活動火山対策特別措置法に基づく「岩木山火山防災協議会」設置（事務局：県危機管理局防災危機管理課）
	平成28年7月	気象庁により「噴火警戒レベル」運用開始
	平成31年3月	「岩木山火山噴火緊急減災対策砂防計画【行動計画編】」策定 「岩木山火山避難計画」策定
	令和元年7月	「火山防災強化推進都道県連盟」設立（県参画）
令和2年7月	「火山防災強化市町村ネットワーク」設立（市参画）	

担当部課：総務部防災課

県の処理方針（危機管理局 防災危機管理課）

経緯

国は、平成26年9月の御嶽山における噴火を踏まえ、平成27年12月に「活火山における退避壕等の充実に向けた手引き」を作成し、退避壕等の充実に向けた考え方や留意点、自然公園内に整備する際の手続き等を周知するとともに、整備のための財源等については補助金や起債の活用を促しています。

県としては、整備のための財源については、全国知事会や都道府県消防防災・危機管理部局長会を通じ、退避壕等の火山安全設備に対する財政的・技術的支援の拡充や、緊急防災・減災事業債の恒久化を国に要望してきました。

処理方針

岩木山の火山防災対策については、平成26年11月に「岩木山火山防災協議会」を設置し、噴火のシナリオ、噴火による影響範囲の作成、噴火警戒レベル導入に向けた検討等を行ってきたところであり、平成28年7月から気象庁による噴火警戒レベルの運用が開始され、平成31年3月には岩木山火山避難計画が策定されています。

このような中、退避壕や退避舎の必要性や既存の山小屋の退避場所としての活用可能性については、引き続き、国や市町村等と連携しながら検討するとともに整備に係る消防防災施設整備費補助金等の制度拡充についても、引き続き国に要望して参ります。

また、「津軽岩木スカイライン8合目」への恒久電源等の確保については、現在進めている岩木スカイラインに係る避難確保計画の策定の検討等の中で、関係者間で課題の共有をした上で、協議していきたいと考えています。